

第四次環境基本計画（案）に対する意見

2012年（平成24年）3月14日

日本弁護士連合会

【意見】

1 第2部第3章の2「①健康管理対策の推進」について

計画（案）は「原子力発電所事故に起因する放射線による健康上の不安の解消を図るため、福島県が住民の健康を確保するために実施している県民健康管理調査等を支援するとともに、放射線について正しい知識を持ってもらうよう、低線量被ばくによる影響を含め放射線の人体への影響等についての国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な処置を講ずる。」としているが、当連合会が2011年11月25日付け「『低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ』の抜本的見直しを求める会長声明」において指摘したように、低線量域での被ばくについては危険性が無視できるという見解と、これ以下であればがんなどが発生しないというしきい値は存在しないという見解が併存し、科学的にも決着が付いていないことから、そもそも十分な議論を尽くした上で社会的合意を形成すべきものである。

この点について十分な検討・事実調査を行うことなく、安易に安全側に立った見解を前提とした広報活動、教育活動等がなされた場合、かえって国民の不安や疑念を招きかねないことを踏まえて、徹底した健康影響への調査を行い、その結果を広く公表するとともに、その知見を踏まえて十分な議論を尽くした上で必要な措置を検討すべきである。

2 第2部第3章の「3 放射性物質による環境汚染対策についての検討」について

計画（案）は「今後は、放射性物質による環境汚染についても、環境基本法等の法律の枠組みにおいても対応を検討していくことが求められる。その際には、従来の環境汚染物質に対する環境政策の枠組み、手法等を放射性物質による汚染についてどのように活用できるか精査が必要であることから、今後、特措法の施行によって得られた知見等も踏まえつつ、例えば、一般環境中の放射性物質の基準又は目安などの設定、モニタリング等監視・測定の実施及びその結果の評価等の考え方について検討を進める必要がある。」としているが、環境基準や目安の設定等に当たっても、既に指摘したような低線量被ばくによる影響についての科学的知見が明確になっていないことを踏まえて、今後の調査を徹底す

るとともに、それを踏まえて十分な議論を尽くした上で社会的合意を形成すべきものである。



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

第四次環境基本計画(案)の公表及び本案に対する意見の募集について(お知らせ)

平成24年3月2日(金)
中央環境審議会総合政策部会
(環境基本計画関係)事務局
環境省総合環境政策局環境計画課
(代表:03-3581-3351)
(直通:03-5521-8233)
課長 加藤 庸之 (内線6220)
計画官 矢田 真司 (内線6282)
課長補佐 南 衛 (内線6224)
担当 堤 達平 (内線6226)
岡田 純一 (内線6226)

中央環境審議会総合政策部会は、第四次環境基本計画(案)の策定に向けて、議論を進めてまいりました。この度、これまでの議論に基づき、計画案を作成いたしましたので、公表いたします。また、今後の審議の参考とするため、3月2日(金)から3月21日(水)までの間、本案について広く国民の皆様のご意見を募集します。

この第四次環境基本計画(案)では、東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえ、エネルギー・温暖化対策の一体的な見直し、災害廃棄物処理、放射性物質による環境汚染対策等について記述を盛り込んでおります。今後の環境政策の展開の方向としては、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」等の4つの方向性を示しています。この方向に沿って、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」等の3つの事象横断的な分野と、「地球温暖化に関する取組」等の6つの事象面で分けた分野からなる9つの重点分野をはじめとした施策が示されています。

(注) 環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもの。現在の環境基本計画は平成18年に閣議決定された第三次計画。第四次環境基本計画の策定に向け、昨年3月に、環境大臣から中央環境審議会に対する諮問を受け、現在、同審議会において議論を行っている。

1. 募集期間
平成24年3月2日(金)～平成24年3月21日(水)
(郵送の場合は、3月21日(水) 必着でお願いします。)

2. 意見の提出方法
(1) 第四次環境基本計画(案)について、御意見がある場合には、郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法で、下記3の提出先まで提出して下さい。電話での御意見の提出は御遠慮願います。
(2) 提出に当たっては、下記(意見提出用紙)の様式により、住所、氏名、年齢、性別、職業を明記して下さい。
(3) 電子メールで送付される場合は、御意見はメール本文に記載して下さい(ファイル形式はテキスト形式として下さい)。添付ファイルによる御意見の提出はご遠慮願います。

※御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。いただいた御意見については、意見提出者名、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。

(意見提出様式)

中央環境審議会総合政策部会事務局宛

第四次環境基本計画(案)に対する意見

1. 意見提出者名：(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名並びに本件担当者氏名及び所属部署名)
2. 住所：
3. 年齢：
4. 性別：
5. 職業：(法人・団体の場合は、業種)
6. 連絡先電話番号、FAX番号、電子メールアドレス：
7. 意見：

3. 提出先
中央環境審議会総合政策部会事務局 (環境省総合環境政策局環境計画課)
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
FAX：03-3581-5951
電子メール：soken-keikaku@env.go.jp



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

4. 資料の入手方法

第四次環境基本計画(案)は、以下においても入手可能です。

- (1) 事務局窓口(上記3の提出先)において配布
- (2) 郵送を御希望の方は、390円切手を貼付した返信用封筒(A4判、郵便番号、住所、氏名を記入したもの。)を同封の上、「第四次環境基本計画(案)」を希望」と明記して、上記3の提出先までお送りください。資料を送付します。

5. 参考

これまでの部会における審議については、環境省ホームページ(※)に掲載されており、併せてご覧ください。本案について審議を行った第67回中央環境審議会総合政策部会(平成24年2月21日開催)の議事録については、近日中に同ホームページにおいて公表いたします。なお、当日の審議においては、P.69「(2)中期目標」中の「また、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。」と記述する部分について、本記述を支持する意見があった一方で、記述の必要性や数値の位置づけ等について意見もありました。今後、パブリックコメント等の意見を踏まえて、本案を修正した上で中央環境審議会の答申としてとりまとめを予定します。

※ <http://www.env.go.jp/council/02policy/yoshi02.html>

連絡先) 環境省総合環境政策局環境計画課

担当: 堤・岡田

TEL: 03-3581-3351(内線6226)

03-5521-8233(夜間直通)

FAX: 03-3581-5951

E-mail: sokan-keikaku@env.go.jp

第四次環境基本計画（案）

平成24年3月
中央環境審議会総合政策部会

第1節 環境問題の各分野に係る施策.....	128
1. 地球環境の保全.....	128
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組.....	130
3. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組.....	135
4. 水環境、土壌環境、地盤環境の保全に関する取組.....	136
5. 大気環境保全に関する取組.....	137
6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組.....	140
第2節 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策.....	141
1. 経済・社会のグリーン化の推進.....	141
2. 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等.....	141
3. 国際的取組に係る施策.....	142
4. 地域づくり・人づくりの推進.....	144
5. 環境情報の整備と提供・広報の充実.....	146
6. 環境影響評価等.....	147
7. 環境保健対策、公害紛争処理等、環境犯罪対策 及び放射線による人の健康へのリスクの管理.....	147
第3部 計画の効果的実施.....	149
第1節 政府をはじめとする各主体による環境配慮と連携の強化.....	149
第2節 財政措置等.....	149
第3節 各種計画との連携.....	150
第4節 指標等による計画の進捗状況の点検.....	150
第5節 計画の弾力的対応と見直し.....	151

第3章 放射性物質による環境汚染からの回復等

1. 事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の推進

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質により、広範にわたる環境の汚染が生じるといった未曾有の事態になっており、被災者の生活を取り戻し、いち早い復興を進めるためにも、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかにかつ着実に低減することが大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成23年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が制定され、この法律に基づき、同年11月には基本方針が、同年12月には政省令・ガイドラインが策定された。

平成24年1月1日に特措法が全面施行されたことを受け、国、地方公共団体等は、法に基づく計画策定や、汚染廃棄物の処理、除染等の措置等（土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分）を実施していくこととなる。国は、事業の実施に当たって、具体的な手順や優先順位等を示していくことが重要であり、これまでのところ、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的な考え方」（平成23年10月29日）や「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」（平成24年1月26日）等を示してきたところである。国は、今後とも、地方公共団体等の関係者と連携しつつ、事業の迅速かつ適正な実施に向けて必要な措置を講ずる。なお、特措法については、附則第5条に基づき、法の施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとなっている。

2. 放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握

①健康管理対策の推進

原子力発電所事故に起因する放射線による健康上の不安の解消を図るため、福島県が住民の健康を確保するために実施している県民健康管理調査等を支援するとともに、放射線について正しい知識を持ってもらうよう、低線量被ばくによる影響を含め放射線の人体への影響等についての国民の理解を深めるための広報活動、教育活動その他の必要な処置を講ずる。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、国際放射線防護委員会（ICRP）等の国際研究機関と連携を図りつつ、放射線の人の健康への影響に関する調査研究を実施する。

②放射線による野生動植物への影響の把握

高線量の放射性物質が自然環境下に放出された事例は限られており、野生動植物への影響に関する知見も限られている。野生動植物は、気象、人間活動等の放射線以外の様々な要因の影響も受けるため、放射線による野生動植物への影響の把握は決して容易なことではない。しかし、基礎的情報や知見を充実させる必要がある。

このため、関係機関や学識経験者と連携し、放射性物質により高濃度に汚染された地域内外において、ICRP の定めた「標準動植物」を参考に選定した指標となる野生動植物を捕獲・採取し、これらを分析すること、また他の研究機関等と情報交換を行うことにより、放射性物質による野生動植物への影響に関する情報を充実させる。また、これまでの研究成果から得られた知見も活用し、長期的なモニタリング方法を検討する。

3. 放射性物質による環境汚染対策についての検討

前述の特措法においては、附則第5条の見直しに加え、附則第6条に基づき、放射性物質により汚染された廃棄物、土壌等に関する規制のあり方その他の放射性物質に関する法制度のあり方について抜本的な見直しを含めた検討を行うこととされている。

従来、放射性物質による環境汚染を防止するための措置は、環境基本法等の法律の下ではなく、原子力基本法等の法律の下で講じられてきたが、平成24年1月31日に閣議決定された原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案により、同法案の成立をもって、放射性物質による環境汚染の防止のための措置が環境基本法の対象になるとともに、循環型社会形成推進基本法の対象に放射性物質により汚染された廃棄物等が加わることとなった。このため、今後は、放射性物質による環境汚染についても、環境基本法等の法律の枠組みにおいても対応を検討していくことが求められる。

その際には、従来の環境汚染物質に対する環境政策の枠組み、手法等を放射性物質による汚染についてどのように活用できるか精査が必要であることから、今後、特措法の施行によって得られた知見等も踏まえつつ、例えば、一般環境中の放射性物質の基準又は目安などの設定、モニタリング等監視・測定の実施及びその結果の評価等の考え方について検討を進める必要がある。